資料２

＜中間まとめに向けた論点概要（案）＞

検討部会における議論

論点１　火葬需要増への対応と供給能力の確保

- 区部を中心に**民間依存度が高く**、公営火葬場のみでは需要に対応できていない
- 将来的な火葬能力不足への対応は**中長期的課題**
- 整備には**適地確保**や**住民合意形成**が大きな制約

論点２　葬送文化･尊厳の維持と利用者視点

- 葬儀の小規模化や単身高齢者の増加などで、**葬送を取り巻く環境が変化**
- 火葬能力の確保とあわせて、**故人・遺族の尊厳**や収骨等の**葬送慣習への配慮**が必要

論点３　火葬場整備の流れと新たな可能性

- **社会の変化**や**技術の進歩**にあわせ、火葬場を**不可欠な都市インフラ**として捉え直す視点が必要
- 火葬場整備の流れや、**小規模火葬場**など新たな整備手法の可能性を検討

論点４　既存施設の火葬能力増強

- 既存施設の回転数向上は、火葬炉だけでなく利用者動線など**施設全体の運営が能力を左右**
- 能力向上に伴う**設備更新費、人材確保、職員負担**などの課題も考慮が必要

論点５　火葬場整備に係る制度･規制の現状

- **離隔距離規制等**が整備を進める上での制約となっている側面あり
- **現在の環境技術水準**を踏まえた**規制の合理性等**が論点

論点６　都民負担の公平性と火葬サービスのあり方

- 民間火葬場と公営火葬場の料金格差は大きく、地域や施設による**料金等の差**が存在
- 火葬料金だけでなく、**利用機会**や**サービス内容**を含めた**公平性の確保**が課題

火葬事業の公共性確保のためには、本来、法改正が必要であり、その状況も見据えながら議論を深める必要

議論を踏まえた方向性

○ 多死社会の進行により**火葬需要は確実に増加**。**各自治体は今後の火葬需要増への対応を具体的に検討する必要がある**

○ **小規模火葬場**は、都市部でも確保可能な土地での整備を可能としうる選択肢。公営火葬場を持たない自治体においても、**近隣自治体とも連携**し整備の可能性を検討すべき

○ 既存の火葬場でも、**稼働日数の拡大**や課題検証を踏まえた**運営の効率化**など葬送慣習を踏まえつつ能力拡充に努める必要

○ **離隔距離規制**は**明治期**の黒煙･臭気等に由来。環境性能が向上し**規制は合理的根拠を欠き、規制内容の検討･見直しが必要**

〔専門家意見・まとめ〕課題及び方向性

火葬に係る今後の見通しと課題

- 多死社会の進行により火葬需要は今後確実に増加していく。**すべての自治体は今後の火葬需要増への対応を具体的に検討する必要がある**。
- 民間火葬場は他県からも含め広域的に利用されている実態があり、また今後稼働率が上昇すると非常に過密な運営となることが見込まれる。このため**公営火葬場を設置・運営していない自治体は、基礎自治体の責任という観点から、将来需要を踏まえた詳細な検証をベースに火葬能力確保に着手する必要がある。**
- 火葬場整備にあたっては、**用地の確保**と**住民の合意形成**が課題となる。特に都市部においては、自治体が条例で定める離隔距離規制（住宅等から250m以上離れていること）をクリアできる用地の確保は困難と考えられる。

方向性①　火葬場新設・既存火葬場増強

（1）小規模火葬場の新規整備

- 大規模な用地を要しない小規模な火葬場は、都市部で現実的に確保しうる土地での整備を可能とする選択肢である。利用者の移動負担軽減や、災害時のバックアップ確保の観点からも、特に公営火葬場を設置・運営していない自治体は、近隣自治体とも連携し**小規模火葬場などの整備可能性の検討が求められる**。
- 火葬場は高齢社会において必要不可欠な都市インフラである一方、整備にあたっては根強い反対で苦労する例が多い。**環境性能の飛躍的向上**や**周辺環境に溶け込んだ外観**など、最新の火葬場の**クリーンなイメージの打ち出し**と、**住民と共有できるコンセプトづくり**が重要。地域の実情に応じた、**適地選定**と**地域との対話**への**各自治体の粘り強い取組が鍵**。

（2）既存の公営火葬場の能力拡充

- 既存の公営火葬場については、火葬需要が増える冬季にも一定の余裕をもって対応できるよう、我が国の葬送慣習にも配慮しつつ、**稼働日数の拡大**や**運営の効率化**などによる**受入れ可能数の拡大に努めることが必要**。
- まずは能力増強にあたって自施設のボトルネックがどこにあるのか適切に検証することが重要である。また、需給が逼迫している場合は、地域の理解を得た上で**夜間や早朝の火葬実施**も含めて検討することが望ましい。

方向性②　離隔距離規制等の見直し

- 最新の火葬炉は排ガス処理性能が大きく向上している。現在の離隔距離規制は、野焼きが行われ煙害・臭気・衛生環境への懸念があった明治期の規定を踏襲しており、一律に250メートルの離隔を求めることについては、**現在の環境技術水準に照らして合理的な根拠を欠いている**と考えられる。また**地域住民の心理的影響や周辺環境への配慮などの課題もあるため、適地選定、環境影響評価、地域との対話**等を通じて理解を深めていく必要がある。
- **東京都全域での見直しも見据え、**構造設備の基準も含め**各自治体において条例改正も視野に検討する必要がある**。

〔専門家意見・論点１〕火葬需要増への対応と供給能力の確保

（１）火葬需要の増加と供給能力不足

- 東京の火葬体制は区部を中心に**民間火葬場への依存度が高い。火葬場は基礎自治体が担う必要のある公共的施設であるものの、公営火葬場のみでは現在の火葬需要に十分対応できていない**。瑞江葬儀所や臨海斎場の能力増強（※）が進められているものの、区部全体の火葬需要を賄うには足らず、**民間火葬場が実質的な基幹インフラ**となっている。
- 火葬需給の逼迫は**葬儀社が利用可能な火葬場へ利用者を振り分けることで吸収**されている。希望していた火葬場を利用できず、遠方施設への搬送や追加費用が発生している実態がある。
- **多摩地域では既に火葬待ちが発生**しており、今後の死亡者数増加を考慮すると**供給能力に余裕があるとは言い難い。**
- 首都圏では死亡者数の高止まりが長期間続く可能性があり、**需要ピークは一時的な問題ではなく中長期的な行政課題として捉える必要がある。**都外からの利用が今後さらに増える場合、都民の火葬需要の増加に十分対応できなくなる可能性もある。

（※）瑞江葬儀所：年間稼働日数の拡大（友引日の休館見直し）や稼働時間の延長により年間最大稼働数を拡大（7,500件/年→10,500件/年・R8.6～）
臨海斎場：増炉（10炉→20炉（うち予備1炉））により年間最大稼働数を拡大（12,250件/年→19,950件/年・R12年度予定）

（２）供給能力確保の方向性

- **公営火葬場の新設（小規模火葬場の整備含む）や、既存施設の能力向上・運営改善など**を組み合わせながら供給能力を確保していくことが必要と考えられる。**各地域で将来需要を踏まえ主体的に検討することが必要**。
- 小規模火葬場の分散配置は、平時の需給調整だけでなく、**大規模災害発生時における火葬機能のバックアップやリスク分散といった観点から不可欠な施策**として検討すべき。
- 火葬場整備にあたっては**適地の確保が大きな課題。**特に区部では利用可能な用地が限られており、**用地確保や周辺住民との合意形成**が新設・増設いずれの場合も事業推進上の重要なポイントとなる。

〔専門家意見・論点１〕火葬需要増への対応と供給能力の確保

（３）災害時の火葬能力確保

- 大規模災害等により被災区市町村が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは当該区市町村の遺体の火葬を行うことが不可能になった場合に、**被災地周辺の火葬場を活用して広域的に火葬を行う仕組み**があり、東京都においても**広域火葬実施計画**が策定されている。（平成7年の阪神・淡路大震災を踏まえ都道府県で計画策定）

- 東京都地域防災計画等において、**災害時における火葬の実施計画の策定、火葬場や必要な資器材・車両の確保は区市町村の役割**とされている。各区市町村では実施計画を策定し葬祭用品の備蓄や搬送手段の確保などを行っている一方、火葬場を設置・運営していない自治体においては、**災害時に使用する火葬場の具体的な想定がなかったり、災害時の利用に関する火葬場との協議が行われていない**状況。

- **大規模災害時において火葬が行われるのは生存者の救出後となり、検死の後であるため、発災後１週間以降に多数の火葬が行われることとなる。**

- 火葬場では職員自身の被災を前提とした人員確保・受入事務のバックアップ体制が求められる。火葬炉のメーカーや製造年代によって仕様や操作方法が異なる点にも留意が必要である。
（なお、都市ガスを通常の燃料としている火葬場で被災によりガスが遮断し復旧が遅れた場合でも、灯油が確保できれば、主燃焼バーナーを灯油による予備バーナーユニットに交換し火葬を実施することは可能である。）

- 令和6年能登半島地震では被災者の避難先の火葬場が逼迫した事例があるなど、災害時は通常とは異なる利用状況となることを念頭に置いておく必要がある。

- **災害時でも故人とのお別れをきちんと行いたいという御遺族の思いにどう応えるか**が課題となる。また、多数の死者が発生する災害では、避難所での遺骨の一時預かりなど、様々な立場にある**被災者の心情にも配慮した運用**が望まれる。

〔専門家意見・論点１〕火葬需要増への対応と供給能力の確保

【東京都広域火葬実施計画（平成11年策定）】

東京都地域防災計画に基づく被災区市町村の広域火葬の円滑な実施及び遺体の適切な取扱いを確保するため、東京都、区市町村、火葬場経営者が行うべき基本事項を規定

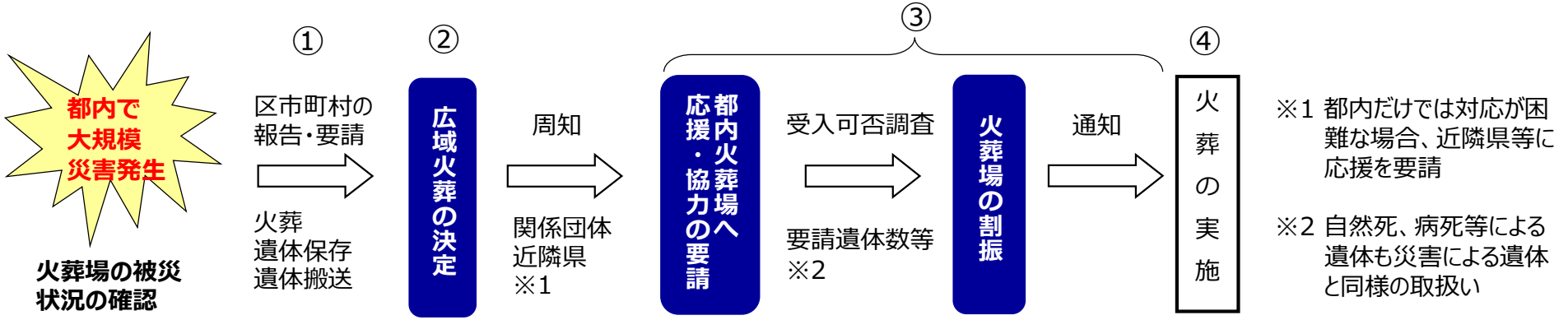

① 都内被災区市町村が、<u>当該区市町村内では火葬等の対応が困難となった場合</u>に実施
② 都は、被災区市町村からの報告及び広域火葬に関する応援・協力要請に基づき実施を決定
③ 都は、都内火葬場へ協力要請し、受入れ可能な火葬場に割振りを通知
④ 火葬場は、通知に基づき遺体の火葬を実施

（東京都の取組）
- ◆ 民間火葬場や関係団体と広域火葬に係る協定締結
- ◆ 近隣県等と震災時等の相互応援に関する協定締結
- ➢ 毎年通信訓練を実施

平成23年の東日本大震災で東京都は宮城県からの要請を受け火葬協力を実施（平成23年4月～5月）、計860体の御遺体を火葬
・瑞江葬儀所（4/1~5/2）165体　・四ツ木斎場（4/15~4/25）579体　・臨海斎場（4/28~5/31）116体

〔専門家意見・論点１〕火葬需要増への対応と供給能力の確保

【災害時の火葬に関する都内区市町村調査】

災害時の火葬に関する各自治体の状況を把握するため、都内の区市町村を対象に調査を実施した。（R8.7実施）

調査結果

- **災害時の火葬に係る計画** ➡ 区部・多摩の全自治体が策定済み
- **葬祭用品や遺体保存対策** ➡ **８割以上が「備蓄あり（納体袋など）」または「協定締結あり」**
- **遺体搬送手段の確保** ➡ **７割以上が「庁有車等での搬送想定」または「協定締結あり」**
- **災害時に使用する火葬場の想定**
  ➡ 区部・多摩で公営火葬場を設置・運営していない**30自治体すべてが火葬場との協議未実施**
  うち16自治体は災害時に使用する火葬場の想定なし

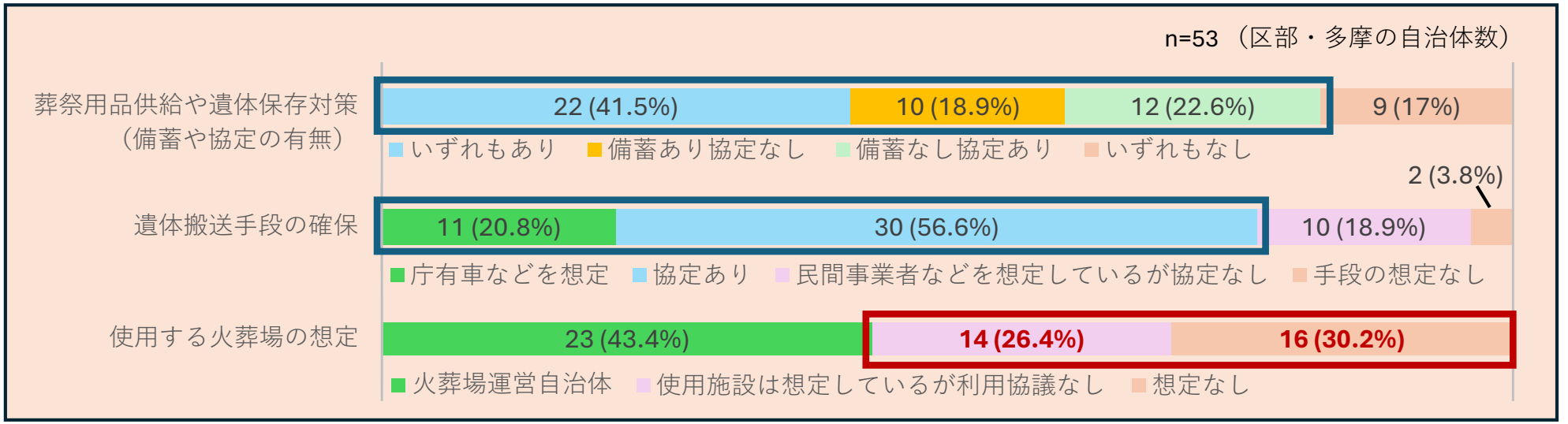

〔専門家意見・論点２〕葬送文化・尊厳の維持と利用者視点

（１）葬送文化の変化

- コロナ禍以降、**家族葬**や**直葬**（通夜・告別式を省略し火葬すること）が急速に普及し、**葬儀の小規模化**が進んでいる。
- 単身高齢者や身寄りのない方の増加に伴い、喪主不在の葬儀、引き取り手のない遺骨、死後の火葬・納骨手続を誰が担うのかという課題が顕在化している。火葬需要への対応は、火葬炉数や処理能力の問題にとどまらず、死後事務や遺骨の取扱いを含めた行政対応のあり方とも関係する。

（２）尊厳ある葬送環境

- 火葬需要への対応は**単なる処理能力の確保ではなく、故人や遺族の尊厳を守る視点を前提とした検討が必要である**。
- 火葬場は遺体処理施設ではなく、**故人との最後の別れを行う場であり、悲嘆を受容し故人を見送るための公共空間としての役割**を有する。葬儀の小規模化が進んでいることを踏まえた、小規模なお別れ空間、宗教儀礼への対応、子供連れでの利用も想定した待合空間の設えの配慮など、多様化する利用者ニーズへの対応が求められる。
- 御遺体を火葬前に自宅に戻せないケースも増えており、火葬場外も含め、火葬待ちを想定した遺体安置機能の確保は課題である。
- 火葬場の設置運営には、**効率優先でなく日本の葬送慣習に基づいた計画が必要**。遺族にとっての**死の受容**という心理面に配慮する観点から、**極端に時間的な余裕のない運用は望ましくない**。
- 火葬場の利用者満足度調査など、利用者視点に立ったデータ収集・分析を進める必要がある。

（３）多文化対応

- 東京は多様な文化的背景を有する人が暮らす国際都市であり、**外国人の葬送や宗教儀礼への対応**が将来的に課題となると考えられる。日本では法律や施設運営ルールの順守が求められるのに対し、海外では宗教上の希望が優先されるケースもあり、外国人利用者の増加に伴い、日本の火葬場運営にも影響が出る可能性がある。
- 多文化対応については、どのような宗教儀礼・葬送慣習に対応するのか、それに伴う費用を誰が負担するのか、公共サービスとしてどこまで対応するのかという視点が必要である。

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

（１）火葬場に対する社会認識と整備

- **火葬場は高齢社会において不可欠な都市インフラである。整備にあたっては、**これまでのいわゆる「迷惑施設」としての捉え方やネガティブな印象が変わるよう、**環境性能が飛躍的に向上していること**（論点５（１）参照）**や周辺環境に溶け込んだ外観など、最新の火葬場のクリーンな実情を積極的に伝えることが必要**。
- これまで火葬場への反対理由として挙げられてきた**宮型霊柩車、黒煙、喪服の行列**などは、**現在は大きく変化**。**霊柩車の形態の変化、火葬炉の環境性能向上、葬儀の小規模化**など、**従来の懸念は大幅に軽減している**。
- 自治体の火葬場整備では、基本構想、用地選定、基本計画、設計、工事を経て運営開始に至る（次頁参照）。根強い反対で苦労する例が多く、最大の課題は住民合意。**住民と共有できるコンセプトづくり**と**自主的な環境面での検証**が重要。
- 整備にあたり丁寧に説明し市民に納得してもらい合意を得ることは非常に重要だが、一方で、特定の住民の同意がないと整備が進まない仕組みとするのはよくない。
- 運営開始後も、**地域にとってなくてはならない祭祀施設**であることについて住民の理解が深まるよう、見学イベントなど様々なかたちで**地域とのコミュニケーション**をとることが必要。





古河市斎場（茨城県） … 低層住宅に囲まれた市街地で建て替えた小規模火葬場（火葬炉3基・R6.6供用開始）
休みの日は地域の方の遊び場所にもなっている

（写真：委員提供）

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

【火葬場建設から運営までの流れ】

火葬場整備は補助事業でないため、補助に伴う施設整備基準は無い。
関係法令に照らし合わせながら、一般的な建築と同様な流れで整備が進められる。

基本構想

整備に向けて**課題を整理**し、**将来需給等を踏まえ**必要性について合意形成を図る。
その実現に向けて基本理念を定め、機能、規模、場所、スケジュールなど基本計画の検討のための項目の検討を行う。

用地選定

現地建て替え、または新たな敷地を確保するなど、建設用地を確定させる。
新たな場所での建設の場合、条件に基づいた比較等により用地を選定する。
場合によっては住民対応が必要となる。

基本計画

基本構想に基づき、建設場所を確定し、基本方針を定め、**火葬場の機能や火葬炉数などの規模、スケジュールなど、設計に向けた基本的な条件を確定**する。

基本設計

基本計画に基づき、建築物の配置計画、平面と空間の構成、構造、機能、性能、内外のデザインなど、基本設計図書を作成し完成時の姿を明確化する。
また、概算工事費を算定し、予算面との整合化を図る。

実施設計

基本設計に基づき、工事施工者が設計意図に合致した工事を的確に行うために、建物の詳細にわたる図面を作成し、工事発注のための積算を実施する。
また、諸手続・申請を行う。

建設工事

工事業者を決定し、工事に着手する。監理者は設計図書に基づき監理業務を行う。
竣工検査を行い、合格後に建物が引渡される。

完成・運営

新しい火葬場施設を供用し、新火葬場での火葬業務を開始する。

（委員提供）

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

（２）小規模火葬場の可能性

- 死亡者数増加への対応、利用者の移動負担軽減、災害時のバックアップ確保の観点から、**小規模火葬場を複数配置する**ことが考えられる。**墓地、寺院、公有地**など既存ストックを活用した整備の可能性も検討の余地あり。
- ２～４炉程度の小規模火葬場には、大規模なものと比べ、**将来の需要減少時に縮小・廃止しやすい**利点がある。火葬炉の耐用年数は概ね**25～30年程度**であり、更新時に炉のみ入れ替えるか、施設ごと更新・廃止するかを判断できる。
- 都立霊園では改葬・再貸付が行われ、返還墓所も一定数あるため、返還区画を集約すれば敷地を確保できる可能性はある。一方、**墓じまいによる返還墓所は園内に点在して発生することが多く、また既に様々なことで再利用されているため、直ちにまとまった用地として活用できるとは限らない。**都市計画上では**公共空地（墓園）**であり、**火葬場**とは施設類型が異なるため、火葬場設置には都市計画に関する手続きを経ることとなる。（都市計画法等の規定については論点５（２）参照）
- 火葬場は設置運営に継続的な費用を要する施設であるため、経営主体を宗教法人など公共団体以外とした場合に公営火葬場のような低廉な料金設定が可能になるとは考えにくい。

（３）ユニット型火葬場

- ユニット型火葬場とは、工場であらかじめ製作した火葬炉・機械設備・建築部材をユニット化し、現地へ搬入して短期間で組み立てる方式の火葬場。従来の火葬場と比較して**工期や建設コストを縮減できる**のが特徴。
- 国内では４例※の施工事例があり、うち３件が稼働中。**仮設施設だけでなく恒常的な火葬施設としても活用可能**。
  （※）川俣町斎場（福島県）、羽咋斎場・志賀斎場（石川県）、古河市斎場（茨城県・仮設のため現在は撤去）
- 茨城県古河市の斎場では、市街地にある老朽化した火葬場の建替えにあたり仮設建築物としてユニット型火葬場を活用。組立作業が約２日、その後の設備接続工事等を含めても**約１か月で供用開始**。
- **火葬炉１～２基程度**の小規模施設として整備することも可能、大規模火葬場を補完するサテライト型施設としての活用可能性がある。
- 排ガス処理について、ユニット型でも環境基準を満たすバグフィルターの設置は可能。
- 構造体はスペースフレームで、床の石張りや木質化など内装・デザインの自由度あり。恒久施設とするか仮設（移設前提）とするかで仕上げ等は変更可能。

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

【ユニット型火葬場整備事例】川俣町斎場（福島県）

- 旧施設（S48建設）の老朽化、火葬時間の長さや黒煙等が課題となり、全面建替（R6.8供用開始）
- 鉄骨造（ユニット工法）、平屋（炉や関連施設の設置部分は２階建て）、延べ床面積 約340㎡
- 台車式火葬炉2基（マルチサイクロン式集塵機1基）
- 御遺体受入れから退出まで約1時間半
- 霊安室は設けず、御遺体保管は民間葬祭事業者等が対応
- 100m以内に住宅あり、県の取扱いに基づき住民説明会を実施





黒煙の出ない煙突



※旧施設では煙突から黒煙をそのまま排出

整備スケジュール

・検討委員会 ・基本構想	・環境面の検証 ・基本計画・設計	・都市計画等 ・実施設計	・造成工事 ・建設工事
・検討委員会設置 ・答申 ・基本構想策定 ✓ 基本構想策定時に整備地確定 ✓ 検討会等を通じた地域等との対話	・環境アセス（※） ・住民説明会 ・基本計画、基本設計 ✓ 基本計画前に住民説明会開催 ✓ 基本計画と基本設計を同時に実施	・都市計画決定 ・実施設計 ・関係手続 ✓ 基本計画策定後に都市計画審議会開催 ✓ 建築確認申請、墓埋法関連手続実施	・崖地造成工事 ・新築工事 ・共用準備 ✓ ユニット組立は約1か月、建物本体工事は約半年で完成
約 3 年	約 1 年	約 0.5 年	約 1.5 年

⟩ 供用開始（検討開始から約６年）

（※）火葬場は福島県が定める環境アセス対象外だが、自主的に実施

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

【ユニット工法について】

- 工場であらかじめ製作した箱型の建築ユニットを現地で組み立て、建物を完成させる工法。トラック輸送し現地でクレーンにより設置する。短期間での組み立て・共用開始が可能。
- ユニットは輸送や施工が可能な大きさに規格化されている。（４種類）

○古河市斎場（茨城県）の事例 ユニットと火葬炉の組立状況（建替工事中の仮設施設として活用）



基礎の上にユニットを設置



１階ユニット上部の階段吹き抜け開口



１階ユニットに火葬炉を設置した状況



火葬炉設備に２階ユニットを被せる



火葬炉が貫通した２階ユニット床部分



火葬炉とユニットを組み合わせた状態

出典：武田至ほか「市街地の極小敷地での再利用可能な仮火葬場による火葬場の建替え計画について－茨城県古河市斎場－」（2024年7月 日本建築学会）

〔専門家意見・論点３〕火葬場整備の流れと新たな可能性

（４）移動式火葬場

- 欧州では新型コロナウイルス流行時の対応を背景として、トレーラー型の移動式火葬場が開発された。
- 日本でもトレーラー方式の移動式火葬場がメーカーで検討されているが、墓地埋葬法、建築基準法、都市計画法上の扱いが課題。墓地埋葬法では平時・有事の分けがなく、火葬場を要許可施設と規定。**移動可能な火葬炉について制度上想定されていないため、活用にあたっては整理が必要。**
- **災害時など暫定的な施設としては一定の活用可能性はあるが、恒久的な需要対策としては、ユニット型火葬場の方がメリットが大きい。**

【移動式火葬場海外事例】

- 2023年にイタリアのブレシア地域で導入。
- 幅2.5メートル・長さ14メートル・高さ4メートルで、トレーラーに搭載されており、トラクターヘッドで道路輸送可能。
- 自家発電機を備え、サービス用の電力を供給。火葬に必要な燃焼システムやろ過システムを備え、燃焼制御を行う。
- LNGタンクや天然ガスにも接続可能。



イタリアで導入された移動式火葬場（委員提供）

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

（１）既存施設能力向上の考え方

- 火葬需要増への対応としては、新設火葬場の整備だけでなく、既存施設の能力をどのように向上させるかが重要な論点である。**火葬能力は火葬炉数だけで決まるものではなく、告別室、炉前ホール、収骨室、待合室、駐車場、利用者動線など施設全体の運営によって規定される。**
- 火葬炉が制約要因となる場合もあれば、収骨室や待合室がボトルネックとなる場合もあり、**施設ごとに制約要因を分析した上で改善を図る必要がある**。

（２）我が国の火葬場における炉形式

○ **台車式火葬炉**（現在の公営火葬場で主流の方式）

- 棺を載せた台車ごと炉内へ搬送しそのまま収骨へ移行する。**焼骨のかたちが崩れにくい。**

○ **ロストル式火葬炉**（主に民間火葬場で採用されている方式）

- 棺を炉内のロストル（火格子）に載せ下からも火をあてるため**燃焼効率がよく**、また高温状態を維持したまま連続運転しやすい。一方で、ロストルから焼骨が落ちるため**骨のかたちが崩れやすい。**
- 短時間で燃焼するためにデレッキ棒やバーナーの手動操作で燃焼管理を行うなど、**職員の技能への依存度が高い。**高温環境での作業負担が大きく、熟練職員の確保・技能継承が課題となる。

【日本の収骨文化と台車式火葬炉】

日本では火葬後に遺族が箸で遺骨を拾い上げる収骨儀礼が広く定着しており、故人との最後の別れや死を受容する重要な過程として位置付けられている。台車式火葬炉は遺骨を比較的良好な状態で保持しやすく、冷却から収骨までを一連の流れで行うことができるため、日本の収骨慣習との親和性が高い。現在の公営火葬場で台車式火葬炉が主流となっている背景には、火葬効率だけでなく、故人との最後の別れや収骨儀礼を重視する日本独自の葬送文化がある。

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

（３）回転数向上による能力増強

- 公営火葬場では１炉当たり１日２～４回転程度、民間火葬場では１日７回転程度で火葬の枠が設定されることが一般的。
- 必ずしも台車式だから炉での燃焼時間が長いとは限らない。**回転数の差は冷却工程、収骨方法、利用者動線、運営方法による影響**が大きい。
- 能力向上策としては、火葬炉だけでなく**収骨室の増設、待合室運用の見直し、利用者動線の改善、予約時間帯の平準化など様々**な手法が考えられる。現在一部の民間火葬場では、夕方以降に葬儀・告別式と火葬を１日で行う夜間火葬の取組も行われている。

（４）能力向上・回転数増に伴う課題

- 既存施設の回転数向上は、新たな火葬場整備と比較して**比較的短期間で実施可能な対応策**である一方、施設運営や維持管理の面では様々な課題を伴う。
- 火葬炉、搬送設備、排ガス処理設備等の**稼働時間が増加することにより、設備の劣化進行が早まり、更新時期の前倒しや修繕費の増加につながる可能性**がある。火葬能力向上の効果を評価する際には、処理件数の増加だけでなく、施設更新費や維持管理費といったライフサイクルコストも含めて検討する必要がある。
- 回転数増加は火葬場職員の業務負担増加にもつながる。人材確保や技能継承は近年の火葬場運営における大きな課題となっている。
- 民間火葬場は現状60%程度の稼働率であり（※）、**1日7回転は非常に過密なスケジュールでの運営となる**。火葬数が増えるにつれて職員同士の連携がより重要となり、**職員確保の課題が更に大きくなる**。ロストル式火葬炉では、**高温環境下での燃焼管理など、現場職員への身体的負担が大きくなる**可能性がある。
- 火葬に要する時間のみを短縮しても、**日本では葬儀と火葬が一体として行われるため、需要が昼間帯に集中する構造そのものは大きく変わらない。**

（※）東京都が行った実態調査での令和6年度実績では、区部民間火葬場では1炉あたり1日3.7回転・稼働率56％

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

【台車式火葬炉における搬出・収骨の例（告別室側搬出・トレイ収骨※）】

※このほか、遺骨を収骨トレイに移さず、炉内台車をそのまま収骨場所へ移動する方式（直接収骨）もあるが、首都圏の火葬場の多くはトレイ収骨を採用している。

火葬炉の形式

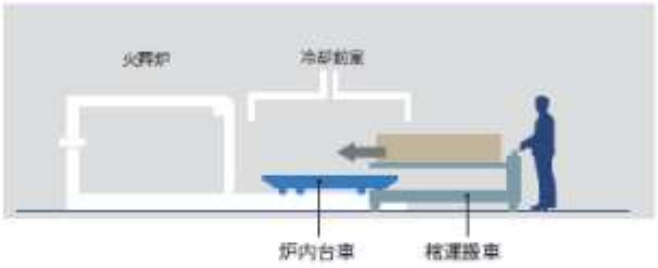

・火葬炉（主燃焼炉）の前段に冷却前室がある。
・冷却前室内の炉内台車上に棺を載せる。



・冷却前室から棺を乗せた炉内台車が火葬炉（主燃焼炉）に送入される。



・炉内台車上の棺を火葬する。

焼骨の搬出



・火葬後に炉内台車を冷却前室に搬出する。
・前室冷却室で炉内台車を冷却する。



・炉内台車から遺骨を収骨トレイに移す。

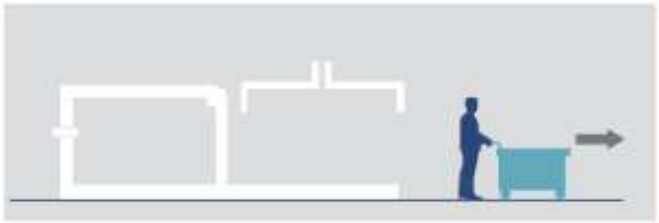

・収骨トレイを炉前から収骨場所へ移動する。

収骨方法



・遺族は収骨トレイから収骨する。

Strengths

・焼骨が崩れにくい
・収骨時に遺族が熱くない
・収骨時に灰や臭気が飛散しにくい
・続けて使用しても前の人の遺骨が混入することが無い
・炉内台車の清掃後、続けて火葬できる

Weaknesses

・火葬時間がやや長くかかる
・炉内台車の冷却に時間がかかる
・全ての焼骨を遺族に提供できない
・炉前に他の遺族がいるときは、収骨トレイの搬出・搬入ができない

（資料：委員提供）

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

【ロストル式火葬炉における搬出・収骨の例（炉室側搬出・トレイ収骨）】

火葬炉の形式

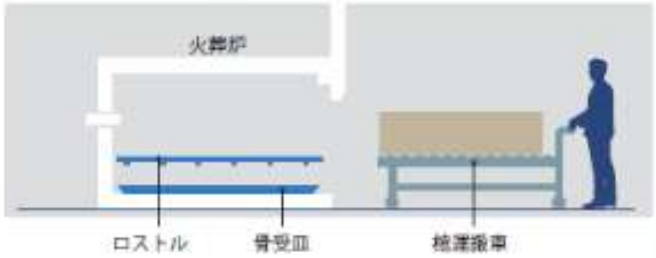

・ロストル式の火葬炉内には、ロストル（火格子）と火葬後の焼骨を受ける骨受皿がある。

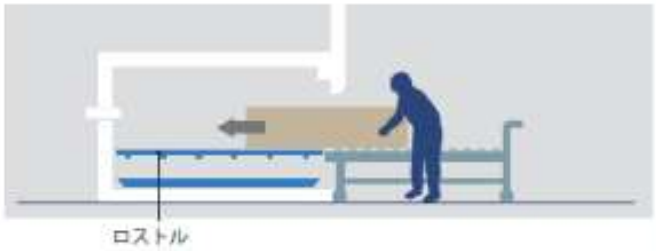

・棺はロストル上で火葬される。



・ロストル上の焼骨は、ロストルの隙間から骨受皿に落ちる。

焼骨の搬出

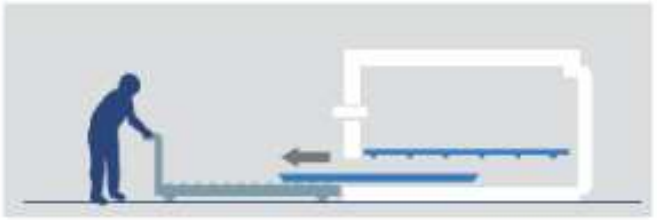

・火葬後に骨受皿を炉室側に引き出す。



・骨受皿から焼骨を収骨トレイに移す。

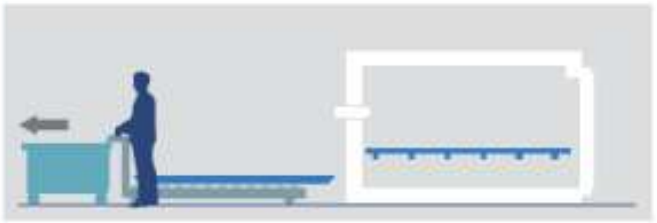

・収骨トレイを炉室から収骨場所へ移動する。

収骨方法

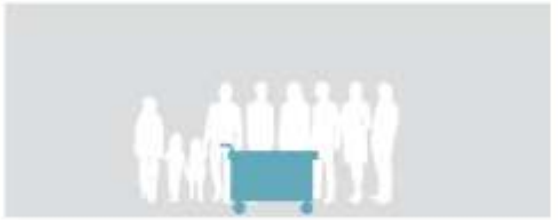

・遺族は収骨トレイから収骨する。

Strengths

- 火葬時間が台車式よりも短い
- 収骨時に遺族が熱くない
- 収骨時に灰や臭気が飛散しにくい
- 骨受皿の入替と炉内清掃だけで続けて火葬できる
- 炉前に他の遺族がいても骨受皿を搬出できる

Weaknesses

- 火葬中に焼骨がロストルから骨受皿に落下する構造のため、焼骨が崩れやすい
- 全ての焼骨を遺族に提供できない
- 続けて使用する場合、前に火葬した人の遺骨が混入する可能性がある
- 炉室から収骨場所への通路が必要

（資料：委員提供）

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

【公営火葬場（台車式）における火葬枠設定の例】

同時受付2～3件（30分毎）計32件（火葬炉3～4回転・運転時間2時間）

火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
	2件	2件	3件	3件	2件	2件	3件	3件	2件	2件	3件	3件	2件	件	件	件	32件
1	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	
2	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
3	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
4	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
5	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
6	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
7	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
8	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
9	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					
10	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付	告別	火葬	冷却	清掃 準備 収骨 片付					

（資料：委員提供）

〔専門家意見・論点４〕既存施設の火葬能力増強

【民間火葬場（ロストル式）における火葬枠設定の例】

同時受付8～10件（1時間毎）計70件（火葬炉7回転・運転時間1時間）

火葬炉	9:00	9:30	10:00	10:30	11:00	11:30	12:00	12:30	13:00	13:30	14:00	14:30	15:00	15:30	16:00	16:30	17:00
	8 件	件	8 件	件	10 件	件	10 件	件	9 件	件	9 件	件	8 件	件	8 件	件	70 件
1	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	
2	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	
3	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	
4	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	
5			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	
6	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	
7	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			
8	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			告別 火葬 収骨	準備	
9	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備			
10			告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	告別 火葬 収骨	準備	

（資料：委員提供）

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

（１）離隔距離規制

① 離隔距離規制の成立経緯

- 都内では現在、区市町村が条例で定める設置許可の基準で「火葬場の設置場所は**住宅等から概ね250メートル以上離れていなければならない**」とする規定が広く採用されている。
- この考え方の源流は野焼きをしていた**明治期の火葬場設置基準**にあると考えられ、当時は**人家からおおむね120間（約218メートル）以上離隔**する考え方が採用されていた。**煙害、臭気、衛生環境への懸念**がその背景にあった。



米国生物学者E.S.モースの著書「日本その日その日」に記された明治15年の千住火葬場のスケッチ。
野焼きの設備を煙突のある建物で覆う構造であった。
（資料：委員提供）

- 昭和23年の墓地埋葬法施行に伴い、許可基準は**全国一律の基準になじまない**ため都道府県知事の裁量（条例等）に委ねられた。（平成24年の地方分権一括法施行等に伴い**条例制定権は都から区市町村（島しょ地域除く）に移譲**）
- 昭和25年に国（旧建設省）が実態調査を行ったものの、当時はまだ野焼き型・簡易型の施設が多く、その結果距離基準を全国的に見直す契機にならず、従来の考え方が残存したと考えられる。

② 他自治体との比較等

- 神奈川県横浜市では現在、一律の離隔距離基準を設けず、立地条件や周辺環境を踏まえた個別審査によって適否を判断している。千葉県内には100メートル程度の離隔距離を採用している自治体もあり、**距離規制の数値や考え方は自治体ごとに異なっている**。
- 栃木県真岡市では**火葬場整備に際して距離規制を廃止**した。近年は環境性能向上を踏まえ、一律の距離規制よりも周辺環境や環境基準への適合を重視する自治体もみられる。
- 制度上は基準を満たさなくても設置可能なケースはあるが、**離隔距離が条例に規定されていること自体が地域の理解を得るにあたっての支障ともなりうる**。

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

【全国の自治体の火葬場距離規制の一例】　全国的には距離規制の定めは各自治体の判断に委ねられ、様々である

自治体名	距離規制
青梅市（条例）	火葬場の設置場所は、住宅等から500メートル以上の距離を確保しなければならない。
相模原市（条例）	墓地等の区域の境界線と学校、病院、人家等との水平距離が、次のアからウまでに定める距離以上であること。ただし、特別の理由があり、市民の宗教的感情に適合し、かつ、近隣住民等に対し公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと市長が認めたときは、この限りでない。 ウ　火葬場にあっては、300メートル
大阪市（規則）	墓地等の所在地が、学校、病院及び人家の敷地からおおむね300メートル以内の場所にあるときは、当該許可を行わないものとする。ただし、市長が当該墓地等の付近の生活環境を著しく損なうおそれがないと認めるときは、この限りでない。
古河市（条例）	墓地及び火葬場の設置場所は、次の各号に定めるところによらなければならない。ただし、市長が土地その他周囲の状況から支障がないと認めるときは、この限りでない。 （１）　国道、県道その他の主要道路、鉄道、軌道、河川、学校、病院又は人家から100メートル以上の距離にあること。
名古屋市（規則）	墓地、納骨堂又は火葬場の新設及び拡張の許可は、次に掲げる基準による。ただし、第1号から第3号までに掲げる基準にあっては、市長が土地の状況その他特別の事由により衛生、風致その他公益を害するおそれがないと認めるものを除く。 前略…火葬場にあっては220メートル以上隔てること。
新潟市（条例）	墓地等の設置場所は、人家、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設からおおむね50メートル以上離れていること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 （１）　おおむね50メートル未満の範囲内にある人家にあっては所有者及び使用者から、病院、老人福祉施設その他これらに類する施設にあっては施設の所有者及び経営者から墓地等の設置の同意を得た場合 （４）　既存の納骨堂又は火葬場を増改築する場合
札幌市（条例）	なし
横浜市（条例）	なし
真岡市（条例）	なし

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

（１）離隔距離規制

③ 現代技術との関係

- 二次燃焼装置やバグフィルター等の普及により、煙、臭気、粉じんなどの**環境負荷は大幅に低減**されている。特に、平成12年の「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」以降、**火葬炉の環境性能は飛躍的に向上した。**
- **現在の火葬技術**と**条例で定める距離規制**との関係について、**現在の状況に照らして合理的な立法根拠に欠けるといえる。規制する以上は合理的な根拠が必要で、今の技術水準とあわない明治期の規制に由来する基準は見直しの検討が必要と考えられる。**

④ 小規模火葬場整備との関係

- 区部などの市街地において小規模火葬場の整備を検討する場合、250メートル基準は候補地選定上の大きな制約となる可能性がある。また、火葬炉5基以上を定める規定の見直しも検討する必要がある。

【現在の火葬炉の構造】

- 主燃焼室上に再燃焼室を設置し排ガスを再燃焼させ無害化する
- 再燃焼室から出た排ガスは冷却装置で冷やされ、集塵装置で煤塵が除去される

無煙無臭化が進み排ガス処理技術が向上したことから高い煙突の設置は不要となった

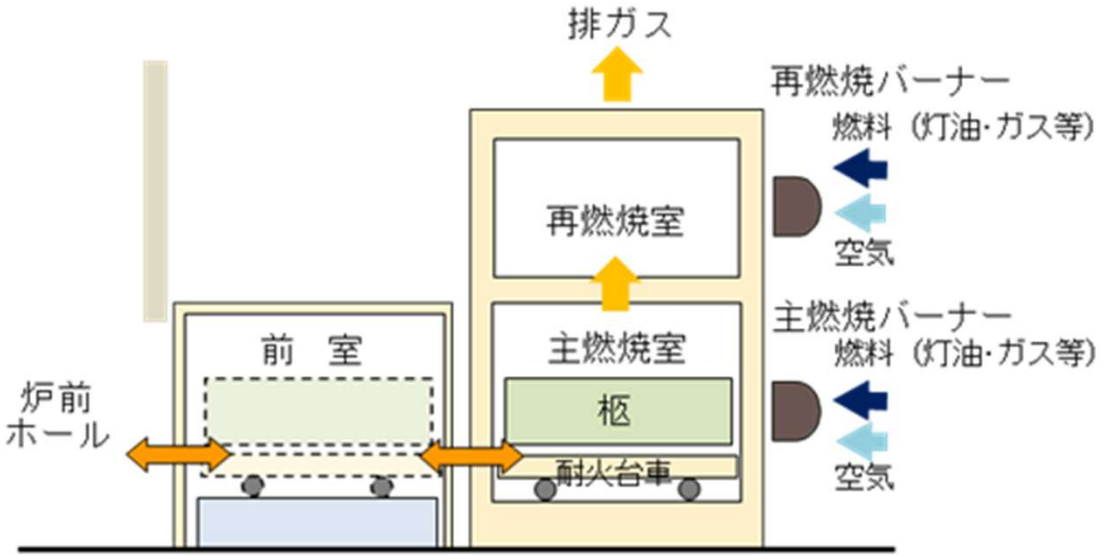

（図：委員提供）

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

【条例の規定と考え方・沿革（設置場所）】

条例規定	考え方（都通知）	規定の由来
第10条第1項 **火葬場の設置場所は、住宅等からおおむね二百五十メートル以上離れていなければならない。**	火葬場が周囲に与える衛生及び住民の心理的影響を考慮し、その設置場所につき住宅等から一定の距離を保つことを定めたものである。	○ **墓地及埋葬取締規則施行方法細目標準**（明治17年11月18日内務省達乙第40号） 第六條　火葬場ハ人家及人民輻湊ノ地ヲ隔ル凡ソ百貳拾間以上ニシテ風上ニ位セサル地ヲ撰ヒ火爐煙筒ヲ備ヘ臭煙ヲ防クノ装置ヲナシ且周圍ニ塀墻ヲ設クヘシ（火葬場は人家や人の集まる場所からおおむね120間（約218m）以上離れた場所で集落の風上にならない土地を選び火炉及び煙突を備え臭気や煙を防ぐ設備を設け周囲に塀を設置しなければならない。） ○ **火葬場取締規則**（明治20年4月11日警視庁警察令第5号） 第七條 一　火葬場ノ位置ハ人家及人民輻湊ノ地ヲ距ル百二十間以上タルヘシ（火葬場の位置は人家及び人が多く集まる場所から120間（約218m）以上離れていなければならない） ○ **墓地、埋葬等に関する法律施行細則**（昭和23年12月25日都規則第208号 改正 昭和26年4月7日都規則第63号） 第17条　墓地の新設又は拡張は、左の制限に従わなければならない。 1　国府県道その他重要な道路、鉄道、軌道、河海を距ること二十メートル以上、人家、学校、病院を距ること百メートル以上であること。 （中略）火葬場の新設又は拡張については前項の規定を準用する。但し、距離たる距離については、いづれも二百五十メートル以上とする。
第10条第2項 **火葬場内において当該火葬場の施設を増築し、又は改築する場合その他特別の理由がある場合で、知事が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前項の規定は、適用しない。**	増築又は改築その他特別な理由がある場合で、公衆衛生上支障がないと認められるときに限り、前項の規定によらない旨の特例的取り扱いを定めたものである。 なお、その他特別な理由がある場合としては、地方公共団体が必要性及び公益性の観点から、火葬場を設置する場合等があげられる。	

条　例：墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）※
都通知：墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の運用について（昭和60年3月28日59衛環環第946号保健所長あて衛生局長通知）

※ 平成24年の第二次地方分権一括法施行等に伴い条例制定権が都から区市町村（島しょ地域除く）に移譲された経緯から、都内自治体の条例は概ね同様の内容を規定している。

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

【条例の規定と考え方・沿革（構造設備）】

条例規定	考え方（都通知）	規定の由来
第11条 三　火葬炉は、五基以上設けること。ただし、地方公共団体が設ける火葬場については、この限りでない。	第三号は、旧都規則に規定されている事項との整合を保ち、かつ、都内の火葬場の実態を考慮して定めた規定である。すなわち、旧都規則においては一火葬場につき二十五基以上の火葬炉の設置を義務づけていたが、火葬場の火葬炉は近年大幅に改善され、火葬効率も高まり、一基の火葬能力は、最高一日に五体処理することが可能となってきたので改めたものである。ただし書き規定は、地方公共団体の火葬場が離島等人口の少ない地域の実態に即応して建設されていることから、一律に火葬炉を五基以上設置させることは、実情にそぐわないため規定した緩和措置である。	○ 火葬場取締規則（明治20年4月11日警視庁警察令第5号） 第七條 四　火葬室ハ煉化ヲ以テ同時ニ二十五體以上ヲ焼クニ足ルヘキ構造ヲナシ高サ六十尺以上ノ烟筒ヲ付シ焼烟ノ装置ヲ爲スヘシ（火葬室は煉瓦造りとし同時に25体以上を焼却できる構造とし高さ60尺（約18m）以上の煙突を付け煙を処理する装置を設けなければならない） ○ 墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和23年12月25日都規則第208号 改正 昭和26年4月7日都規則第63号） 第16条　三　火葬場 3　火葬室は、同時に二十五体以上を焼くに足りる構造となし、高さ十八メートル以上の屋突を附け、焼煙の装置をすること。

条　例：墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例（昭和59年東京都条例第125号）※
都通知：墓地等の構造設備及び管理の基準等に関する条例の運用について（昭和60年3月28日59衛環環第946号保健所長あて衛生局長通知）

※ 平成24年の第二次地方分権一括法施行等に伴い条例制定権が都から区市町村（島しょ地域除く）に移譲された経緯から、都内自治体の条例は概ね同様の内容を規定している。

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

【火葬場におけるダイオキシン対策】

- 1990年代後半から廃棄物の焼却によるダイオキシン類の発生が社会問題となり、平成11年にダイオキシン類対策特別措置法が制定された。火葬場については平成12年に厚生省が「火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針」発表。
- 有害物質であるダイオキシンを分解するため高温にした再燃焼室で排ガスを燃やし切り（高温完全燃焼）、ダイオキシンが再合成する温度（300℃前後）以下に冷却装置で一気に冷却する。

＜ 削減対策指針以降の火葬炉設計の考え方の変化 ＞（委員提供）

	昭和から平成初期（削減対策指針前）	現在
燃焼工程	下記条件を設定 主燃焼バーナー着火後約10～15分で、柩・副葬品の75％が燃えその後遺体の燃焼が始まる	下記工程で計算 0 区分 5分 再燃焼炉予熱　1 区分 5分　柩のみ 2 区分 5分 柩＋副葬品　3 区分 30分　遺体のみ 4 区分 10分 遺体（難燃部）
再燃焼バーナー	再燃焼バーナー着火後、火炎が安定したら直ぐに主燃焼バーナー着火	再燃焼バーナー着火後5分で800℃まで上昇させた後に主燃焼バーナー着火
再燃焼炉温度	主燃焼バーナー着火後15分程度は650℃くらいまでしか上昇しない設定	予熱で800℃
再燃焼炉における滞留時間	0.5秒程度（バーナー火炎による直接酸化方式）	最大排ガス量で1秒以上（高温域で排ガスを滞留させる）
集塵装置	高性能な集塵装置　電気集塵機を使用	高性能な集塵装置　バグフィルターを使用
排ガス装置	300℃ ※電気集塵機の集塵効率が高い温度 ※ダイオキシン類が再合成しやすい温度域	200℃以下 ※ダイオキシン類が再合成しないように急激に下げる必要がある ※排ガス量が多くなるため熱交換方式も採用
全体	• 再燃焼炉の効果は認めているものの、温度が上がらなかったため、再燃焼効果は低く、煤塵等は電気集塵装置で除塵する考えが強い	• 再燃焼炉の高温保持と滞留時間を確保するなど、再燃焼炉を重要視する考えになっている • さらに高性能な集塵装置としてバグフィルターを設置し、より高度化した排ガス処理を行っている

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

（２）都市計画法等での扱い

- 火葬場は**都市計画法上の都市施設**として位置付けられており、**都市計画区域内**に**新設・増築**する際には原則として**都市計画決定**が必要となる。都市計画決定には住民意見聴取や都市計画審議会審議等が必要。

＜区市町村が定める都市計画の決定手続＞

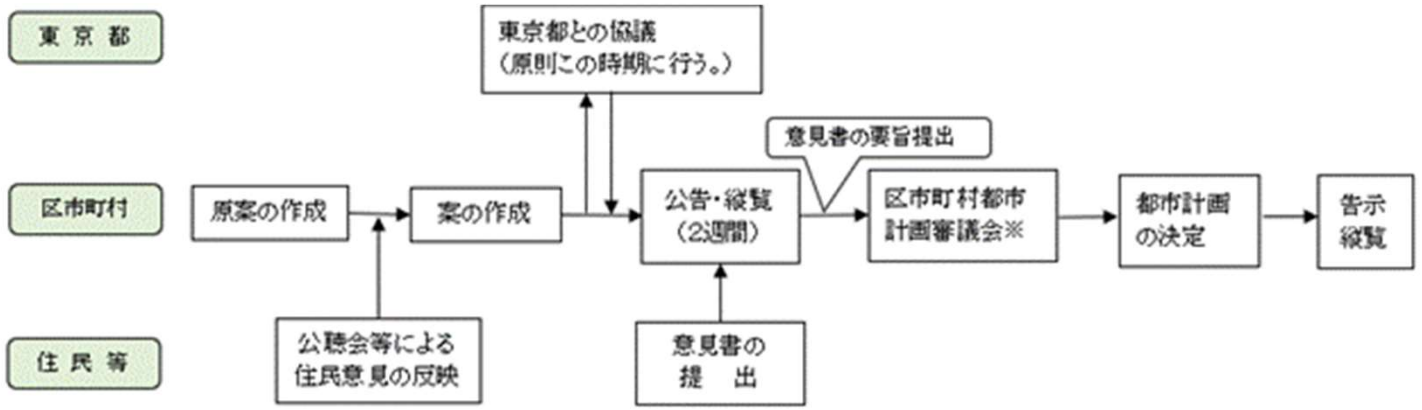

※法定の区市町村都市計画審議会を設けていない場合は、東京都都市計画審議会で審議されます。　（東京都都市整備局ホームページより）

墓地埋葬法第11条において「都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす」とされている。

- なお、旧建設省が都市計画決定の技術的基準として昭和35年に示した通達（※）において、距離規制などが定められていたが、平成12年の地方分権一括法施行に伴い同通達は廃止された。その後、技術的助言として国土交通省から発出された「都市計画運用指針」では**一律の離隔距離は示されておらず、施設規模や周辺状況に応じて個別判断する考え方**へ転換している。

（※）建設省「都市計画卸売市場、と畜場、火葬場、汚水処理場、塵芥焼却場計画標準（案）」（昭和35年）
2-1 位置（1）総則
イ．風致地区内，景勝地内又は第一種住居専用地域，第二種住居専用地域等優良な住居地域内には設けないこと。
（4）火葬場
ア．恒風の方向に対して市街地の風上をさけること。　　イ．山陰，谷間等地形的に人目にふれにくい場所を選ぶこと。
ウ．主搬出入経路は繁華街または住宅街を通らないこと。　　エ．幹線街路または鉄道に直接接しないこと。
オ．市街地及び将来市街化の予想される区域から500メートル以上離れた場所を選ぶこと。
カ．附近300メートル以内に学校，病院，住宅群または公園がないこと。

〔専門家意見・論点５〕火葬場整備に係る制度・規制の現状

（２）都市計画法等での扱い

- 小規模火葬場やユニット型火葬場の整備に当たっては、**建築基準法第51条ただし書き規定**（※１）の活用可能性が論点となる。この規定に基づくと、都市計画区域内で都市計画決定を受けていない場合でも、**都市計画審議会の議を経て特定行政庁が許可する場合**は火葬場等を新設・増築できる。
- この特定行政庁の許可でよい場合について、旧建設省の通達（※２）では「**比較的小規模**である等周囲に及ぼす影響の少ない場合」「**将来の情勢の推移によつて移転すること等が予想される暫定的なもの**である場合」や「その他関係部局が**公益上やむを得ない**と認める場合」などが挙げられている。
- 都内でも、都市計画決定を受けていない火葬場がこのただし書きの規定により建て替えを行った事例がある。

（※１）建築基準法（昭和25年法律第201号）

第51条　**都市計画区域内**においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が都道府県都市計画審議会（その敷地の位置を都市計画に定めるべき者が市町村であり、かつ、その敷地が所在する市町村に市町村都市計画審議会が置かれている場合にあつては、当該**市町村都市計画審議会**）**の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合**又は政令で定める規模の範囲内において新築し、若しくは増築する場合**においては、この限りでない**。

（※２）建設省計画局長・住宅局長「卸売市場、ごみ焼却場等の都市供給処理施設に関する建築基準法第54条［改正法第51条］の規定の取り扱いについて」（昭和35年1月25日建設計発第29号）

標記各施設のうち同法同条ただし書の規定により特定行政庁が取扱うべき範囲は、おおむね次の各号に掲げる場合とするが、その実施に当たつてはあらかじめ関係部局と協議しておくこと。

（1）市街化の傾向のない場所に位置し、若しくは比較的小規模である等周囲に及ぼす影響の少ない場合
（2）将来の情勢の推移によつて移転すること等が予想される**暫定的なもの**である場合
（3）設置しようとする都市に、用途地域、街路網、公園等の既定都市計画がない場合又はそれらの計画の構想が確定していない場合
（4）その他関係部局が**公益上やむを得ない**と認める場合

〔専門家意見・論点６〕都民負担の公平性と火葬サービスのあり方

（１）料金格差と利用者負担

- 区部では**公営施設が不足し多くの都民が民間火葬場を利用しており、公営火葬場よりも高額な火葬料金を負担。公営施設を利用できる住民との間に負担の差が生じている**。**待合室利用料等**にも施設間格差がある。
- 民間火葬場には、一般的に利用される普通炉のほか料金が高額な**高級炉が存在**し、高級炉を含めて稼働率を評価すると実態を正確に捉えにくい。
- 民間火葬場としては、公的負担がない中で、燃料費や人件費等の高騰や税負担を料金に反映せざるをえない状況にある。
- 民間火葬場における火葬料金の設定に**行政が関与する仕組みがなく、金額の妥当性を客観的に検証できない**状況。

（２）区民葬儀制度について

- 区民葬儀は、特別区と事業者との協定に基づき、**葬儀費用の負担軽減**を目的に、区が交付する祭壇・霊柩車・火葬の葬儀券の利用者に対し、事業者が割引価格で役務を提供する制度（割引分に対する行政の補填なし）。
- 一部の民間火葬場は令和8年3月末に区民葬儀での火葬を終了。終了後は、区民葬儀での割引に充てていた原資を火葬料金引下げにより利用者全体へ還元と説明。
- 特別区は区民葬儀を利用する方の経済的負担を軽減する観点から、令和8年4月から23区共通の助成制度を開始し、区民葬儀の利用を条件に、特別区が指定する民間火葬場の利用者（※）に対し助成を行っている。

（※）区民葬儀の取扱を取り止めたことによりこれまで利用できていた火葬券が利用できなくなる民間火葬場。

〔専門家意見・論点６〕都民負担の公平性と火葬サービスのあり方

（３）公費による火葬の状況

- 区部の火葬場における生活保護（葬祭扶助）等での火葬について、公営・民間のいずれも通常料金より低額の火葬料で受入れている（臨海斎場は一部事務組合の構成区に限定）。

- 生活保護制度では、民間火葬場を利用する場合でも、火葬料部分の保護費は加算で支払われる仕組みとなっている（※）が、加算の仕組みを知らない葬儀社が一部いるほか、葬祭扶助の執行にあたり結果として**瑞江葬儀所が選択される傾向がある**。このため、同施設周辺で火葬を希望する人が遠方の施設を利用せざるを得ない事例も生じている。

（※）葬祭扶助の概要
・対象（基準額）：検案、死体の運搬、火葬（埋葬）、納骨その他葬祭のために必要なもの（大人222,000円以内・小人177,600円以内）
・火葬に要する費用が大人600円・小人500円を超える場合、その超える額が加算される。（東京都福祉局『社会福祉の手引き』より）
・葬儀社に支払う葬儀費用（火葬料金含む）について、葬儀を行う者（民生委員など）が葬祭扶助の申請者となる。

（４）公平なサービス提供

- **居住地域により生じているサービス提供体制や費用負担の差異をどのように是正するかが課題である。**

- 火葬料金だけでなく、**利用機会やサービス内容を含めた公平性の確保**が求められる。

- 都民負担の公平性については、民間火葬場の料金だけでなく、**公営火葬場に係る自治体の財政負担も含めた視点が必要。**

民間火葬場の経営管理に関して、火葬料金の設定の考え方、必要な法制度や法改正のあり方などについては、第3回検討会に向けて議論していく予定